

平成18年度第2回LPガス設備設置基準等分科会議事録（案）

I. 日 時：平成18年10月24日（火）14：00～17：00

II. 場 所：高圧ガス保安協会 第6会議室（6階）

III. 出席者（敬称略、順不同）

主 査：渡辺

副主査：萩原

委 員：秋山、猪瀬、榎本、戸塚、井出

KHK：丸山、北出、飯沼、森園、市川、高橋

IV. 配付資料

資料7 平成18年度第1回バルク関係基準分科会・LPガス設備設置基準等分科会議事録（案）

資料8 LPガス設備設置基準及び取扱要領新旧対照表（基礎編～民生用バルク供給編）

資料9 LPガス設備設置基準及び取扱要領新旧対照表（構造編）

資料10 LPガス設備設置基準及び取扱要領新旧対照表（民生用バルク設計・施工等）

資料11 LPガス設備設置基準及び取扱要領新旧対照表（容器転倒防止措置等）

資料12 LPガス設備設置基準及び取扱要領新旧対照表（継続審議）

資料13 LPガス設備設置基準及び取扱要領新旧対照表（バルク関係基準分科会提案）

資料14 LPガス設備設置基準及び取扱要領新旧対照表（バルク関係基準分科会提案-改正対象等抜粋）

資料15 板型引抜き耐力試験結果

資料16 LPガス設備設置基準及び取扱要領新旧対照表（鎖止め金具）

V. 議事概要

1. 事務局挨拶

2. 定足数の報告

事務局から、本日のLPガス設備設置基準等分科会の出席委員が7名であることを報告し、規格委員会規程第16条第12項（技術基準策定手順書第12条5号）で定める分科会の定足数を満たしていることを確認した。

3. 主査挨拶

4. 議題（1）LPガス設備設置基準及び取扱要領(KHKS0738)の改正について

事務局から資料8～14、16に基づき、LPガス設備設置基準及び取扱要領(KHKS0738)の改正案等について説明があった。また、井出委員から資料15に基づき「板型引抜き耐力試験結果」について説明があった。各資料毎に対する、意見交換、決議事項等は、以下のとおり。

①資料8「LPガス設備設置基準及び取扱要領新旧対照表（基礎編～民生用バルク供給編）」について

・「微圧計・自記圧力計等の校正」において補正表の例の改正が提示されている理由は何か。

→LPガス設備設置基準及び取扱要領(KHKS0738)のP272の<校正の方法>の文書と補正表の例との整合を図るためである。

・自記圧力計等の校正は、マンローメータの読みを予定目盛に合わせ、そのときの自記圧力計指針等の目盛を読み、予定目盛と自記圧力計指針等の目盛の差を補正值とする方法が正しい。このため、補正表の例は修正せずに、LPガス設備設置基準及び取扱要領(KHKS0738)のP272の<校正の方法>の文書を修正する必要がある。

→LPガス設備設置基準及び取扱要領(KHKS0738)のP272の<校正の方法>の文書を修正する。

・「特区関係のコメント追加」において、特区として認められている地域の例として埼玉県草加市が記載されている。今後、草加市以外が新たに認められた場合には、LPガス設備設置基準及び取扱要領(KHKS0738)を修正する必要がでてくることを考えると、埼玉県草加市を例として記載しなくても良いのではないかと考える。

・LPガス設備設置基準及び取扱要領(KHKS0738)において、管径としてA（ミリ）表記のみのもの、B（インチ）表記が併記されているものが混在している。LPガス設備設置基準及び取扱要領(KHKS0738)において、現場ではB表記が今でも使用されていることから、A表記に併せB表記も行ってほしい。

→LPガス設備設置基準及び取扱要領(KHKS0738)においては、新しく追加するもの等についてはA（ミリ）表記のみに統一している。

・腐食・損傷の予防として、電氣的絶縁継手を用いている図から、「白管に防食テープ」の文言を削除すると改正案に提示されているが、「白管に防食テープ」の文言を削除し、「プラスチック被覆鋼管」を追加したほうが良い。

→「白管に防食テープ」の文言を「プラスチック被覆鋼管」に変更することとしたい。

・「説明書等の遵守の追加」において、「供給設備・消費設備の施工に際しては、機器

類のメーカーが作成した工事説明書等がある場合は、その説明書を遵守する。」とあるが「上記1)～3)の他、供給設備・消費設備の施工に際しては、機器類のメーカーが作成した工事説明書等がある場合は、その説明書に記載された内容を遵守する。」と変更した方が良い。

→指摘どおりに変更する。また、「維持管理上の基本原則」の「説明書等の遵守の追加」においても同様に変更する。

・「容器は、電線又は電線を内蔵する金属管から15cm以上離す」とあるが「容器は、電線又は電線を内蔵する金属管の外面から15cm以上離す」と表記変更したほうが良い。

→指摘どおりに変更する。

・「点検・調査の代替」の「マイコンメータS、SB等設置時等に行う確認項目」において「以下維持管理編第2章において「マイコンメータS等」という。」とあるが「以下「マイコンメータS等」という。」に表記変更したほうが良い。

→指摘どおりに変更する。

・今回の指摘事項等を修正し、次回の分科会に改正案を提出することとなった。

②資料9「LPガス設備設置基準及び取扱要領新旧対照表（構造編）」について

・改正案の記載されている対震自動ガス遮断器の図は、一般的に普及しているものか。

→確認し、必要に応じて対震自動ガス遮断器の図を変更する。

・クイックカップリングタイプの調整器の図が追加されているが、本文中に当該調整器に係る内容が含まれているのか？

→「カップリング付き容器バルブに直結できるカップリング付きの単段調整器がある」等のクイックカップリングに関する内容を本文に追加するように、今回の改正案で提案している。

・今回の指摘事項等を修正し、次回の分科会に改正案を提出することとなった。

③資料10「LPガス設備設置基準及び取扱要領新旧対照表（民生用バルク設計・施工等）」について

・「2.5.3バルク貯槽の負圧現象による調整器の故障防止」とあるが「2.5.3減圧されているバルク貯槽による調整器の故障防止」に変更することが望ましい。また、当該項目の枠囲み内「バルク貯槽は、LPガスが充てんされるまで・・・」とあるが、「減圧されているバルク貯槽は、LPガスが充てんされるまで・・・」に変更するほうが良い。

→指摘どおりに変更する。

- ・「バルク容器の設置」において「7) ガス取出弁又は液取出弁と供給管を接続・・・」とあるが、「7) ガス取出バルブ又は液取出バルブと供給管を接続・・・」に訂正する。

- ・バルクの性能規程化に関する内容は追加されているのか。

→バルクの性能規程化の内容が明確になった時点で追加を検討したい。

- ・今回の指摘事項等を修正し、次回の分科会に改正案を提出することとなった。

④資料11 「LPガス設備設置基準及び取扱要領新旧対照表（容器転倒防止措置等）」について

- ・「専用固定具による方法」における「①容器は1本ごとに鎖掛けをする。ただし、3本以下の容器に鎖掛けを行う場合は、3本まとめて1本で・・・」を「①容器は1本ごとに鎖掛けをする。ただし、3本以下の容器に鎖掛けを行う場合は、まとめて1本で・・・」に変更したほうが良い。

→指摘どおりに変更する。同様に「鎖かけによる方法」の箇所も変更する。

- ・三方切替バルブは、横置式バルク貯槽のプロテクター内に、サイズ的に入れられない可能性が高い。

→プロテクター内に三方切替バルブを設置できないことから「予備接続口の設置」の項目は、削除する。

- ・今回の指摘事項等を修正し、次回の分科会に改正案を提出することとなった。

⑤資料15 「板型引抜き耐力試験結果」及び資料16 「LPガス設備設置基準及び取扱要領新旧対照表（鎖止め金具）」について

- ・資料15 「板型引抜き耐力試験結果」の説明後、資料16 「LPガス設備設置基準及び取扱要領新旧対照表（鎖止め金具）」について採決したところ、LPガス設備設置基準等分科会出席委員の過半数以上の賛成（満場一致）により可決とされた。

⑥資料13 「LPガス設備設置基準及び取扱要領新旧対照表（バルク関係基準分科会提案）」及び資料14 「LPガス設備設置基準及び取扱要領新旧対照表（バルク関係基準分科会提案-改正対象等抜粋）」について

- ・安全弁の交換作業を実施するに当たり、(社)日本エルピーガスプラント協会作成の「バルク貯槽用安全弁の検査及び交換要領書」に従う内容を追加してはどうか。

→指摘どおり追加する。

- ・「地盤面下に埋設したバルク貯槽の電気防食の確認」において、電気防食に対する健

全性の確認方法を明確に記載すること。
→指摘どおりに修正する。

・今回の指摘事項等を修正し、次回の分科会に改正案を提出することとなった。

⑦資料12「LPガス設備設置基準及び取扱要領新旧対照表（継続審議）」について

・加温式バルク貯槽は、各メーカーから発売され、実際に使用されている。

・ハイパーバルクは、商標名であり削除すること。

・LPガス設備設置基準及び取扱要領(KHKS0738)のバルク貯槽設置の留意点において、供給管等の線の太さを変更するなどして、バルク貯槽の図を分かりやすくしてほしい。

・LPガス設備設置基準及び取扱要領(KHKS0738)の改正は、いつ実施予定か。また、継続審議事項については、どうするのか。

→LPガス設備設置基準及び取扱要領(KHKS0738)の改正は、来年度の5月までを予定している。継続審議事項については、性能規定化等の流れに合わせ適時検討していく予定である。

5. その他

LPガス設備設置基準及び取扱要領(KHKS0738)では、バルク供給に関する内容が「民生用バルク供給編」として独立している。今後、どのような構成が良いのかについても検討していく必要がある。

6. 今後の予定について

次回LPガス設備設置基準等分科会は、平成18年11月30日(木)10:00から開催することとなった。

以上